

◇公益的法人等への職員の派遣等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 本市が職員を派遣する団体の範囲を改めることにしました。
- 2 この規則は、令和8年4月1日から施行することにしました。

(総務局人事部人事課)